

身体拘束適正化に関する指針

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用児の生活の自由を制限することであり、利用児の尊厳ある生活を拒むものです。当事業所では、利用児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

(1) 障害福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用児または他の利用児などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用児個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性…本人または他の利用児等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

*身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束適正化に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用児の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用児主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ②言葉や対応等で、利用児の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③利用児の想いをくみとり、利用児の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用児の安全を確保する観点から、利用児の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ⑤拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら、利用児が主体的に生活できるよう努めます。

(4) 利用児・家族への説明

利用児の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は、利用児および家族の生活に対する意向を確認し、方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

①設置目的

- ・事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束適正化検討委員会の構成員

- ・管理者
- ・児童発達支援管理責任者

③身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・年1回以上、必要時は随時開催します。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用児、家族に報告します。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員研修

支援に係るすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した療育の励行について職員研修を行います。

①定期的な研修（年1回以上）の実施

②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

③その他必要な研修の実施

附則

本指針は令和元年 9 月 1 日より施行する。